

## 配偶者の方との収入比較をお願いします

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、恒常的な年間収入が多い方の被扶養者として認定します。夫婦の年間収入が逆転したときは、健康保険上の扶養義務者を変更する必要があります。

上記の手続が遅れると、遡って扶養の認定が取消しとなり、医療費を返還していただく場合があります。また、配偶者が加入している健康保険組合に対して、どの程度の遡及認定が可能であるかを確認していただく必要がありますので、ご注意ください。



次のときは、必ず夫婦の収入比較を行ってください。

- 源泉徴収票が交付されたとき
- 配偶者が自営業等の場合で、確定申告を行ったとき
- 組合員や配偶者の給与改定あるいは任用形態の変更により、収入が変動したとき

※共済組合での自営業の必要経費の取扱いは、所得税法上とは異なります。

詳細は、所属所の事務担当者へお問合せください。

### 例1 | 扶養手当の支給が行われる場合



扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定します。**扶養手当の異動があったとき**は、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続を行ってください。

令和3年8月1日以降、**子を被扶養者として認定している組合員が育児休業を取得した場合**、夫婦の収入逆転および扶養手当の異動による扶養替えの手続を行う必要がなくなりました。ただし、扶養手当の支給が停止となる場合には、要件変更の手続を行ってください。

### 例2 | 扶養手当の支給が行われない場合



組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度（収入の差が1割以内）であれば認定が可能です。給与改定や任用形態の変更（正規職員から再任用フルタイム勤務へ）等に伴い、**配偶者との収入逆転が生じたとき**は、速やかに扶養替えの手続を行ってください。

**夫婦共に組合員であるとき**は、申告書を提出した組合員を主たる生計維持者とし、その者の被扶養者として認定します。